

## 外来受診における高額療養費の現物給付化に伴う福祉医療費等の請求について

平成24年4月1日から、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第327号)が施行され、従来の入院療養に加え外来療養についても、高額療養費の現物給付化が行われます。

つきましては、福祉医療費【連記式】明細書(入院外)の福祉医療費請求額等を次のとおり取扱うことになりましたので、お知らせいたします。

### 1 市町村国保の受給資格者で「特」請求の場合の福祉医療費請求額

#### (1) 限度額適用認定証等が提示された場合

限度額適用認定証等の適用区分により算出した自己負担限度額までとなります。

#### (2) 限度額適用認定証等が提示されない場合

従来どおりです。

### 2 市町村国保以外の受給資格者の福祉医療費請求額

限度額適用認定証の提示、未提示にかかわらず従来どおり「一般」の自己負担限度額までとなります。

福祉医療費受給資格者証に「税」表示の場合は低所得者の限度額、「多」表示の場合は多数該当の限度額までとなります。

### 3 留意点

限度額適用認定証の適用区分と福祉医療費受給資格者証の「税」表示が不一致の場合は、該当市町村又は保険者に確認してください。

確認した結果、「税」の扱いをする場合は、備考欄に「税」の記載をお願いします。

### 4 福祉医療費【連記式】請求総括表等の注意事項の変更

総括表及び請求書の注4は『福祉医療費請求額欄は、「高齢受給者・特」該当の場合、金額を記載してください』、外来明細書の注3は『福祉医療費請求額欄は、「特」略称欄に略称等を記載した場合と、高齢受給者で高額医療費該当の場合、福祉医療費請求額を記載してください』と変更になりますが、各様式については、当分の間、従来の様式であっても取扱いいたします。

また、本会ホームページ掲載の各種様式「福祉医療費【連記式】総括表」等の記載方法等については、平成24年4月1日に更新を予定しております。

### 5 その他

#### 診療報酬明細書等の「在」請求方法

紙レセプト請求の場合、「在」とそれ以外の請求書等を別々に作成していましたが、5月請求分(3月診療以前の月遅れも含む)からは別々に作成する必要がなくなります。

なお、電子レセプト請求の場合は変更ありません。

## 全国組織国保組合(全国土木、中央建設、全国建設)の請求方法の変更について

平成24年5月請求分(3月診療以前の月遅れ請求分も含む)から、次の国民健康保険組合が県外保険者として取扱うことになりました。

なお、平成24年4月請求分までは、従来どおり県内保険者として御請求ください。

### 1 平成24年5月請求分から県外保険者として取扱うことになる国民健康保険組合

- (1) 全国土木建築国民健康保険組合(保険者番号133033)
- (2) 中央建設国民健康保険組合(保険者番号133264)
- (3) 全国建設工事業国民健康保険組合(保険者番号133298)

### 2 診療報酬明細書等の請求方法

#### (1) 紙レセプトの場合

県外保険者として編綴し請求してください。

#### (1) 電子レセプトの場合

変更ありません。